

環境影響評価事後調査業務委託

仕 様 書

山辺・県北西部広域環境衛生組合

第 1 章 総則	1
第 1 節 業務の目的	1
第 2 節 業務の名称	1
第 3 節 業務の履行期間	1
第 4 節 適用の範囲	1
第 5 節 計画概要	1
第 6 節 関係法令等の遵守	2
第 7 節 秘密の保持及び中立性の義務	2
第 8 節 資料等の貸与	2
第 9 節 提出書類	2
第 10 節 疑義が生じた場合	2
第 11 節 主任技術者及び照査技術者	2
第 12 節 業務の管理	3
第 13 節 土地への立ち入り等	3
第 14 節 業務内容の変更等	3
第 15 節 検査及び引き渡し	3
第 16 節 その他の注意事項	3
第 17 節 成果品	4
第 2 章 特記仕様書	5
第 1 節 業務実施計画書の作成	5
第 2 節 現地調査	5
第 3 節 事後調査報告書の作成	5
第 4 節 住民説明会への対応	5
第 5 節 関係機関との協議	5
第 6 節 打合せ協議	5

第 1 章 総則

第 1 節 業務の目的

本業務は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が実施した奈良県環境影響評価条例に基づく「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価書」において検討された事後調査を実施し、事後調査報告書を作成することを目的とする。

第 2 節 業務の名称

山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価 事後調査

第 3 節 業務の履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 4 節 適用の範囲

本仕様書は、本委託業務に適用する。なお、本仕様書に明記のない事項については、本組合と本業務の受託者（以下、「受託者」という。）が協議の上、決定する。

第 5 節 計画概要

1) 事業実施予定場所

ごみ処理施設周辺地域

2) 施設の種類・処理方式・処理規模

表 1 対象施設諸元

施設	項目	諸元
焼却施設	施設名称	やまと eco クリーンセンター
	処理能力	284t/日（142t/日×2 炉）
	処理方式	ストーカー式焼却方式（全連続式燃焼方式）
	搬入日数	6 日/週
	運転計画	通年、24 時間連続運転
	取り扱い廃棄物	可燃ごみ、残渣等（可燃物、破碎残渣）
	煙突高さ	59m
粗大・リサイクル施設	施設名称	やまと eco リサイクルセンター
	処理能力	23.5t/日
	主要設備	受入設備、破碎設備、搬送設備、圧縮設備、搬出設備
	処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶、紙類、小型家電、有害ごみ

第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関係する諸法令、規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

第7節 秘密の保持及び中立性の義務

受託者は、業務上知り得た事項については第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

第8節 資料等の貸与

本組合は、業務に必要な貸与可能な関係資料等を、受託者の請求に基づき貸与または提供する。この際、受託者は貸与資料に係る借用書リストを作成し、本組合に提出するとともに、業務完了後もしくは使用の用途が終わり次第、速やかに本組合に返却しなければならない。

第9節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本業務の委託契約に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

1) 業務着手時

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者及び照査技術者の選任届（経歴書・資格証の写しを添付）
- ④ 業務実施計画書
- ⑤ その他本組合が指示する書類

2) 業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務成果引渡書
- ③ その他本組合が指示する書類

第10節 疑義が生じた場合

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合、本組合と受託者の協議によるものとする。ただし、業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の費用および責任において実施するものとする。

第11節 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、管理技術者及び照査技術者を配置し、業務全般にわたり技術的管理を行う他、技術者と共に秩序正しい業務を行わせ、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する専門技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者、照査技術者は技術士（衛生工学部門【選択科目：廃棄物・資源循環】、環境部門【選択科目：環境影響評価】、建設部門【選択科目：建設環境】のいずれか）の資格保有者でなければならない。

- (3) 選任する各技術者は受託者の社員であることとし、これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時において3ヶ月以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社名記載の健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。
- (4) 管理技術者と照査技術者は兼任することはできないものとする。

第12節 業務の管理

受託者は、業務の管理について、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の着手前に本組合と協議し、着手時期等について本組合の意向を理解した上で、業務を円滑に実施できる体制を整えなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり本組合と綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行うものとする。また、本組合が関係する官公庁等との協議が必要となった場合、誠意をもってこれに協力するものとし、関連する資料の提供や諸手続きについては受託者の責任において適正に処理しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務にあたり十分な知識や経験を有する技術者を配置しなければならない。また管理技術者は、主たる会議への出席等、業務全般にわたり技術管理を行わせるものとする。
- (4) 受託者は、協議・打ち合わせに際し、議事録を作成し、本組合に提出しなければならない。

第13節 土地への立ち入り等

受託者は、土地の立ち入り等について、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受託者は、調査等のため公用地や私有地に立ち入る場合、本組合や関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、第三者の土地への立ち入りに際し、身分証明書を携帯しなければならない。

第14節 業務内容の変更等

本組合が認めたときは業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、発注者と受注者が協議の上、契約金額の増減を行うものとする。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所があった場合、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第15節 検査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に本組合の検査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託者の責任において速やかに修補に必要な措置を講じなければならない。

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

第16節 その他の注意事項

- (1) 本業務の過程で作成した成果物及び資料等は、すべて本組合に帰属する。
- (2) 受託者は、業務に必要な関係官公庁等への手続きは迅速に処理し、またこれらの諸手続きに要する費用は受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の引き渡しが終わった場合であっても、本組合から説明を求められたときは、誠意をもって応じること。
- (4) 本業務の実施にあたっては安全を第一とし、万が一、第三者に損害を与えたときは速やかに受託者の負担で処理すること。

- (5) 調査位置については、基本的には新規調査箇所（2箇所）以外は前回と同様の位置とするが、現地の諸事情により、同じ位置での調査が出来ない場合等については、新規箇所も含めて調査位置の選定を行うこと。

第17節 成果品

受託者は、次の成果品を本組合に提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ本組合とその内容について協議・精査したものとする。

- (1) 事後調査報告書 A 4 版レザック製本 100 部
- (2) 事後調査報告書（概要版） A 4 版レザック製本 100 部
- (3) 業務報告書 A 4 版製本 1 部
- (4) 上記電子データ CD-R または DVD-R 1 部

第2章 特記仕様書

第1節 業務実施計画書の作成

受託者は、本業務の実施にあたり評価書の内容を把握し、その目的が適正に達成されるよう、業務概要や業務工程等を記載した業務実施計画書を作成し提出しなければならない。

なお、業務計画書には次の項目を記載するものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 実施体制
- (3) 業務工程（現地調査の日程調整を含む）
- (4) 業務実施担当者一覧
- (5) 業務内容
- (6) その他本組合が指示する事項

第2節 現地調査

現地調査は表2に示す内容を基本とする。

なお、調査実施のために必要な用地費、光熱水費及び道路使用等の申請費等は受託者の負担とし、現地調査にあたっては、事前に関係機関及び周辺住民との調整を行うこと。

第3節 事後調査報告書の作成

現地調査結果を踏まえ、奈良県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書を作成する。調査報告書では、評価書の事後調査内容において検討されている基準値との比較を行い、基準を上回った場合の対応の方針についても検討すること。なお、事後調査の結果、本事業に起因する優位な環境影響があると認められた場合には、奈良県及び天理市等の関係部署と協議のうえ、適切な対応策を検討し実施する必要があるため、対応策案の検討及び関係部署の協議支援も行うこと。

第4節 住民説明会への対応

住民説明会は必要に応じて開催する。現段階の想定では3回程度を想定している。

- (1) 現地調査実施前の説明会では、今後実施する現地調査内容を説明する。また、調査終了後の説明会では調査結果を報告する。
- (2) 前項で示した説明会の主旨を理解の上、説明資料を作成する。
- (3) 本組合が開催する住民説明会に出席し、専門的な知見を求められた場合、分かりやすく説明する。
- (4) 住民説明会に使用する資料の作成や説明の内容については、本組合と事前協議し、その指示に従うものとする。

第5節 関係機関との協議

本組合が関係機関への報告や協議を行う際は、必要に応じてこれに同席し説明する。また、必要に事後調査報告書の修補を行うものとする。

第6節 打合せ協議

打合せ・協議は必要に応じて適宜開催する。

表 2 現地調査内容

①供用後における周辺環境の大気質濃度	
調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）
時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季 各1回 （初年度は冬季調査、2年目に春・夏・秋季調査を実施）
調査地点	対象事業実施区域周辺の民家近傍6地点（調査箇所は評価書を参照のこと。） +1地点（事業実施区域周辺の民家近傍地点）
調査方法	・「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 ・「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 ・塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法
②供用後における沿道の大気質濃度	
調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
時期・頻度	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季 各1回 （初年度は冬季調査、2年目に春・夏・秋季調査を実施）
調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	・「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 ・「大気汚染に係る環境基準」に定める方法
③供用後における敷地境界の騒音	
調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日1回（24時間）
調査地点	対象事業実施区域境界5地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法
④供用後における道路交通騒音	
調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日1回（24時間）
調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法

⑤供用後における敷地境界の振動	
調査項目	時間率振動レベル
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日1回（24時間）
調査地点	対象事業実施区域境界5地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
⑥供用後における道路交通振動	
調査項目	時間率振動レベル
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日1回（24時間）
調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法
⑦供用後における敷地境界の低周波音	
調査項目	低周波音圧レベル（平坦特性、G特性）
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日1回（24時間）
調査地点	対象事業実施区域境界5地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）に定める方法
⑧供用後における敷地境界の悪臭	
調査項目	特定悪臭物質濃度、臭気指数
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1季（2年目の夏季）
調査地点	対象事業実施区域境界5地点（調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法
⑨供用後における下流河川の水質	
調査項目	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（初年度に冬季、2年目に春・夏・秋季調査）各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（初年度に冬季、2年目に夏季調査）各1回 流量：4季初年度に冬季、2年目に春・夏・秋季調査）各1回
調査地点	対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点 （調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法

⑩供用後における下流のため池の底質	
調査項目	土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類
時期・頻度	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平水時1回
調査地点	対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫟本大池、原谷池、七辻上池）4地点 （調査箇所は評価書を参照のこと。）
調査方法	溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法 ※ 底質の含有量は、土壌汚染対策法の含有量基準項目である重金属等（カドミウム、六価クロム、全シアン、総水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素）を対象とする。